

個別施設計画

土木総務課No. 26

策定年月日 令和1年12月2日

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	水防倉庫	所管所属名称	東部土木事務所登米地域事務所		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	防災関係施設	小分類	防災機材倉庫
主要建物概要					
構造	コンクリートブロック	用途	防災機材倉庫	建築日	1980/3/28
経過年数	39年	耐用年数	41年	目標使用年数	54年
運営方式	直営	管理者名称	東部土木事務所登米地域事務所	全延床面積(m ²)	33.93
所在地	登米市東和町米谷字中渡戸192-3				
2 計画期間					
令和2年度から令和11年度までの10年間					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
別添「県有建築物保全点検調査結果票(準用版)」のとおり					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項, 第156条第1項 行政機関設置条例第15条ほか		必要性の有無	有	
業務内容	行政組織規則第95条6項				
必要性の判断理由	当地域は、北上川が東半分を迫川が西半分を流域としている。当施設は、北上川支流の二股川近くに立地しており、増水時に保管している資材を迅速に提供し、水防活動を支援できる施設で、管内の東側分の資材を保管している。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	職務遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和3年度現在で、倉庫は築41年耐用年数50年(目標使用年数65年)と、耐用年数を既に経過し、全体的に老朽化している。 令和元年9月に、定期点検マニュアル[簡易版]に基づき現地調査した結果、喫緊に修繕を要する箇所がないが、今後は、計画的な保全点検に努めながら、適正な維持管理をしていく。				

(参考様式：調査結果票)

県有建築物保全点検調査結果票（準用版）

施設名称：No.2 6 水防倉庫

延べ面積：33.93 m² 1 階建て

所在地：登米市東和町米谷字中渡戸192-3

竣工年月：1980/03/28 コンクリート

点検日：2019/09/05 39 年経過

番号	調査項目		調査結果	写真番号
2 建築物の外部				
(2)	基礎		基礎の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(6)~(10)	躯体		外壁躯体の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(11)~(14)	外壁	外装仕上げ材等	タイル、モルタル等の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(15)	窓サッシ等		サッシ等の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
3 屋上及び屋根				
(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(2)~(4)	屋上周り (屋上面を除く)		パラベット、笠木の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(5)			排水溝の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(7)	屋根 (屋上面を除く)		屋根の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
5 避難施設等				
(8)	避難上有効なバルコニー		手すり等の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(28)	その他	排煙設備	排煙設備の作動の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(39)	その他	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(特記事項)				